

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。
職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：平成22年2月1日～平成24年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

- (1) 平成22年4月27日
職員の大型連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）
- (2) 平成22年9月7日
石垣市議会議員一般選挙における職員の服務規律の確保について（通知）
- (3) 平成22年12月17日
職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）
- (4) 平成23年3月7日
綱紀の厳正な保持について（通知）
- (5) 平成23年4月25日
職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）
- (6) 平成23年8月8日
職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）
- (7) 平成23年10月3日
綱紀の厳正な保持について（通知）
- (8) 平成23年10月31日
綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）
- (9) 平成23年12月14日
職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2、各種届出等の状況

(1) 利害関係者との禁止行為の例外に関する届出書・・・4件（対象外）

○職務外で3,000円を超える飲食が対象

○多数の者が出席する立食パーティー等の場合は例外となる

※ 届出書4件は、3,000円以下の飲食に係るもので、届け出義務の対象外である。

(2) 贈与等報告書・・・5件（対象外）

○事業者から金銭、物品の供与若しくは供応接待（贈与等という）を受けた場合

○1件につき5,000円を超える場合が対象

※ 届出書5件は、多数の者が出席する懇親会に係るもので、届出義務の対象外である。

3、警告又は措置及び違反職員に対する措置

公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合は、市長は相手方に警告等の措置を行うことができる。

○事例なし

4、不当行為及び公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合は、報告することとなっている。

○事例なし

5、石垣市職員倫理審査会

平成24年2月17日（金）午後3時～午後4時 ・ 庁議室